

第69回 接続料の算定等に関する研究会 ご説明資料

2023年3月7日
一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会



JUSAについて

協会概要



名称

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
Japan Unified communications Service provider Association

設立

2019年

種別

非営利

会長

近藤 邦昭

住所

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル

事業

1. ユニファイド通信関連事業分野の市場、制度等の調査研究
2. ユニファイド通信事業者相互の情報交換及び情報共有
3. ユニファイド通信事業者の専門的知識の向上
4. ユニファイド通信事業全体としての意見、要望及び提言の取りまとめ
5. ユニファイド通信関連事業分野の内外の関係機関との連携、調整
6. ユニファイド通信事業の運営に関する相談、助言、支援
7. ユニファイド通信関連事業分野の情報通信技術の研究開発
8. ユニファイド通信利用者の情報リテラシーの向上
9. ユニファイド通信利用に関する啓蒙、広報及び資料の発行
10. この法人の目的を達成するために必要な事業



1 サービスの健全な普及・促進

ICTに触れ、使ってもらう
“良い事業者・サービス”の推進

2 事業環境の整備

会員事業者のビジネスの成長を支援

3 社会問題への対処

不正利用対策・防犯への貢献
善良事業者(JUSA事業者)が活躍できる市場

3自治体とのICT連携協定

JUSA・館山市・松崎町・西伊豆町



- 体験型ICT講座
- 職業教育
- JUSA会員のワーケーション



JUSA会長/千葉県館山市長/静岡県松崎町長/静岡県西伊豆町長

不適正事業者・サービスの申告窓口の運用



一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)
Japan Unified Communications Service provider Association

ホーム News 協会紹介 協会活動 カレンダー English

不適正と思われる事業者・サービスの情報提供のお願い

当協会は「社会問題への対処」を活動目標の一つに掲げ、特にユニファイド通信に関連して発生しうる不適正な事例について調査研究を行ってまいりました。また、我々の主管庁・関係省庁である総務省殿・警察庁殿と緊密に連携しながら不適正な事業者・サービスの撲滅、業界の健全化に向けて取り組んでいます。国においても、不適正な事業者・サービスは犯罪やテロの温床となる懸念があるとして様々な対策が議論されてきています。先般総務省において行われた議論*をふまえ、業界の健全化や消費者保護を目的として、電話番号を利用する不適正な事業者やサービスに関する申告窓口を開設しました。

ここでは業界関係者だけでなく一般消費者の方々からも広く情報を募集します。皆様からいただいた情報は必要に応じて総務省や警察など関係機関に対し情報提供し、連携して電話サービスの適正利用の推進や電気通信市場の健全化に役立てます。確実な情報でなくても幅広く情報をご提供いただくようお願いいたします。

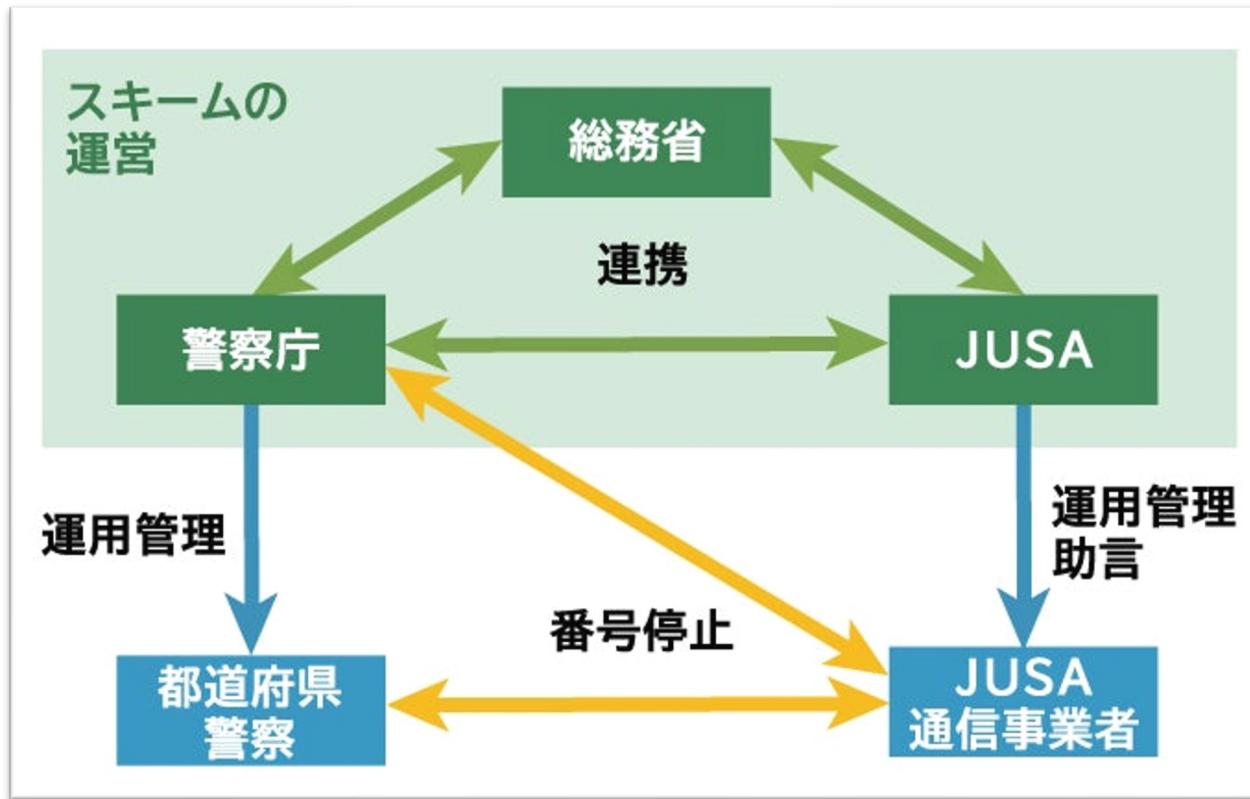
下記フォームによるご申告時に「外部機関へ申告者情報を開示しない」を選択頂いた場合、総務省や警察など外部機関に対してはご申告内容のみ開示し、申告者の情報（情報提供者が誰か）は開示しませんので、お気軽に情報提供ください。また、

- 総務省 番号政策委員会での報告（とりまとめ）に応え、不適正事案の申告窓口を設置し、運用。
- 総務省・警察庁と連携して申告・不適正な事案に対処

総務省・警察庁・JUSAが連携し番号停止を実施

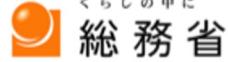


総務省・警察庁・都道府県警察と連携しながら
特殊詐欺に利用された番号を即時停止している



<https://www.jusa.jp/tnsp>

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和4年11月29日

電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等の
対象事業者の拡大

総務省は、電気通信事業者による特殊詐欺^{*}に利用された固定電話番号等の利用停止等について、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会に通知しました。

※ 特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。以下同じ。）

1 現状

令和元年9月、警察から特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の要請があった場合における電気通信事業者の対応について、一般社団法人電気通信事業者協会に通知し、令和3年11月には、電気通信事業者による特殊詐欺に利用された電話番号を利用停止等する枠組みの対象として、固定電話番号に加えて、特定IP電話番号（050番号）についても追加することとし、一般社団法人電気通信事業者協会に通知していたところです。

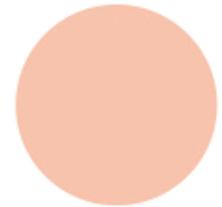
＜概要＞

(1) 固定電話番号等の利用停止

ア 都道府県警察は、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を認知後、電気通信事業者に対し、当該固定電話番号等の利用停止を要請する。

イ 当該電気通信事業者は、都道府県警察から要請があった固定電話番号等を利用停止の上、警察庁に対し、当該利用停止を行った固定電話番号等の契約者（卸先電気通信事業者を含む。）の情報を提供する。

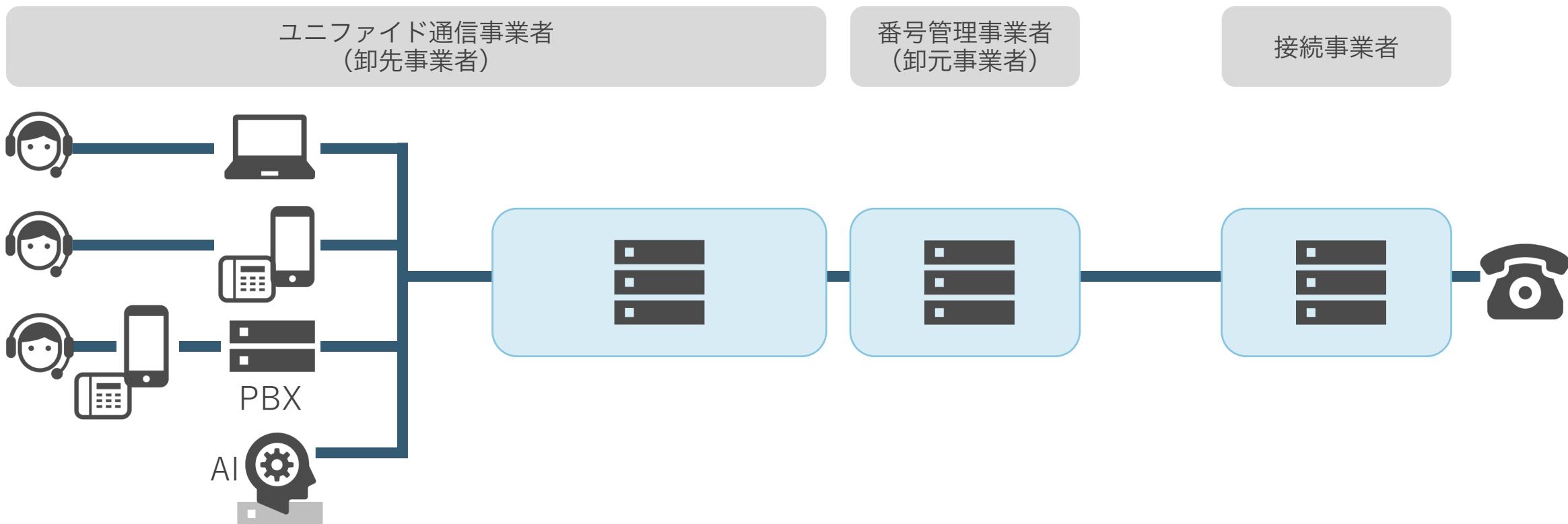
(2) 新たな固定電話番号等の提供拒否



ビルアンドキープについて

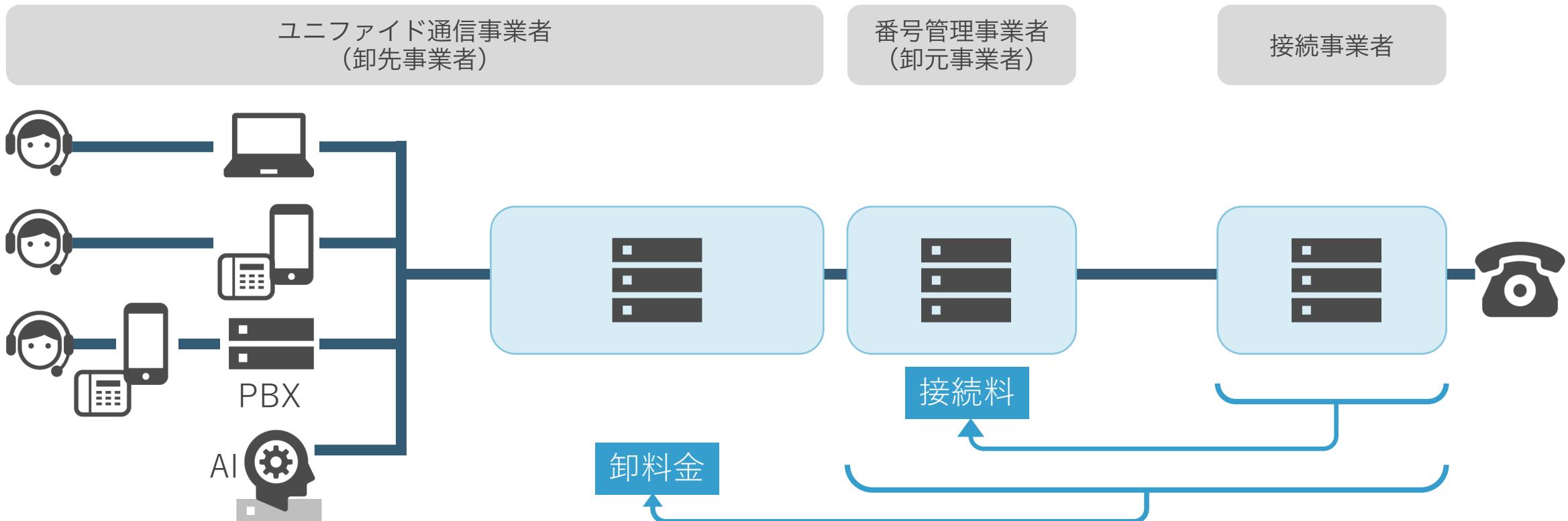
ユニファイド通信（クラウドPBX）の利用形態

1. ユニファイド通信サービス（クラウドPBX等の新しい電話サービス）は、国際的に技術革新が急速に進展し、開発競争が進む。「既存の電話サービスでは実現できない」領域を創出。
2. AI自動応答など電話を低成本に高度サービス化。50%超の回線シェア（法人電話市場）の国も存在。
3. 日本でも自治体・金融・流通など様々な産業、コールセンター・テレワークツール、予約受付、会議リアルタイム通訳など幅広い領域で活用され、日本の生産性向上に寄与している。



ユニファイド通信系事業者の網形態

1. 日本では番号管理事業者より網・番号の卸提供を受けて公衆網に間接的に接続している。
2. 卸元事業者とは卸契約を締結。相対による卸契約となるため、契約条件は交渉上の優位性に相関。
3. 日本で直接接続できない主な理由には、接続手続きの困難性やコストなど参入障壁がある。



1. ビルアンドキープの導入について

1. 日本において、相互接続による電話事業への参入には、設備投資のほか、接続に係る長期間を要する複雑な手続きや事業者間精算の仕組みに対応するためのコストが参入障壁となっている。
2. 下記の条件とともにビルアンドキープが導入されれば、精算にかかるコストが軽減されるため、新たな事業者の参入を容易にし、健全な競争が進展することにつながるためこれに賛成。
3. ただし、中小事業者が競争の不利とならないよう、公正競争環境の維持に十分な議論・対策が必要。

2. 公正な競争環境の維持が大前提

1. ビルアンドキープ導入後は多くの収益が加入者数（番号数）に依存するため、多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進む恐れもある。この導入によって中小の接続事業者や卸事業者が（相対的・絶対的問わずに）競争上の不利益が生じないよう、1) 導入時の制度面での対策、2) 導入後の定期的な市場の確認・見直し議論が必要。
2. ビルアンドキープの導入は接続事業者間のみならず、卸事業者に対して大きな影響があるため、この議論には卸事業者の参加も必要。

3. 必要な条件

1. ビルアンドキープが全接続（国内全呼種）に確実に適用されることが必要。
 1. 一部でも既存精算方式が残れば、既存の精算システムは必要となり結果的に事業者間精算コストが低減できず、参入障壁も下がらない。
 2. 事業者間の個別協議に採用方式を委ねると交渉優位な事業者に有利な精算方式が採用される。
 3. 特に加入者番号以外の番号（トールフリー番号等の附加サービス）にもあまねく適用されることが必要。
2. 公正競争と産業の発展のために
 1. 日本ではユニファイド通信事業者は既存事業者に網接続を依存せざるを得ない現状。既存事業者に接続を依存せず競争ができる環境整備が必要。ビルアンドキープ導入だけでは多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進む恐れがある。
 2. 必要な整備
 1. 接続協議の省力化、短期間化（現在は接続協議から事業開始まで最短でも2年以上）
 2. 全番号種別を番号ポータビリティの対象とする（050、0570番号等）
 3. クラウド時代に則した番号割当条件（固定電話番号の付与には加入者物理回線の敷設が必要であるなど、旧来の電話交換機を前提とした規律の見直し）
 4. 050番号や、クラウドPBX等の緊急通報機関接続（現在は固定電話と携帯電話のみ）
 5. NGN上のIPoE接続料金の低廉化（IPoE接続料が高額あり電話系事業者には接続が困難）

トラヒックポンピングに対する考え方



1. 音声接続料の設定有無に関わらず、利用者料金の定額制を導入する際にトラヒックポンピングが発生することは容易に推察でき、対処を実施することが可能であったのではないか。
2. 事業者の個別対策や事業者間の協議（争い）等によって対応がすすめられている認識。
3. トラヒックポンピングがビルアンドキープ料金方式の導入に対する理由にはあたらないのではないか。



JUSA

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会